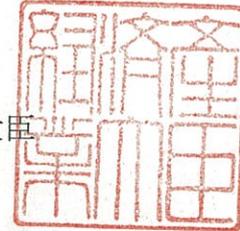


経済産業省

20160513 中第 2 号
平成 28 年 5 月 13 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



熊本県熊本地方の地震により影響を受けている下請中小企業に対する
情報提供の実施について

貴団体に対しては、平成 28 年 4 月 25 日、熊本県熊本地方で発生した地震によって影響を受けた下請事業者に対する取引関係の継続や優先的発注に関する配慮等について、所属の親事業者への周知徹底等を要請したところです。

その後、親事業者からは代替生産等のため取引先を切り替えている場合でも、今後、元の取引先に戻すことを検討しているとの報告も受けている一方で、被災地域の中小企業者・小規模事業者からは、代替生産によって取引が減少した、今後も受注機会が戻ってくるか分からず事業所の復旧や事業再開に当たっても不安である、との声が寄せられています。

親事業者と下請事業者が相互の理解と信頼の下に協力関係を築いていくためには、適切な情報交換やコミュニケーションが重要です。

については、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じて頂くよう要請いたします。

記

1. 代替生産等によって下請取引を切り替えている親事業者においては、今後の発注に関する方針や計画を、地震発生前の下請事業者に対して、説明会の実施その他適切な方法で、適時に情報提供をすること
2. 該当する親事業者については、平成 28 年 6 月 7 日までに、別紙により、上記 1. の情報提供の予定又は実績について、当省に対して情報提供をいただくこと